



|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 国民社会の研究各論 第三章 通巻第十七巻 : 国家統治現象 26  |
| Author(s)        | 鈴木, 栄太郎   |
| Issue Date       | 1963-08-08  |
| Doc URL          | <a href="http://hdl.handle.net/2115/77519">http://hdl.handle.net/2115/77519</a> |
| Type             | manuscript  |
| Note             | 『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。                         |
| File Information | 1034_013752526.pdf  |



[Instructions for use](#)

26

各論 21 (4)

K-4

2

第四章

NOTE BOOK

MADE OF FINEST PAPER  
PREPARED IN TOKYO

家統治現象

22

國民社會の研究

各論

第三章

通卷才十文卷

昭和二十七年五月二十五日

F  
A  
4

26



レライオン、を遊して見た □ 家統治

の目的と結果

□ 家から □ 民に与へるもの

□ 家から □ 民に与へるもの

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

□ 民は □ 家より保護を受け

口民の差ぬの待遇もせす。す。

口宗はレフイしを妻にのれりすを  
おし子お多ふか。彼等より宗あり  
ぬ。又戦争のあけ。環丸に用あ  
ぬ。  
口宗はレフイし以外の一隊口民  
のみの。更に名茶の  
の山の。

一口宗理解の位置

口王は政府の立場からの理解

図式

民衆の立場からの理解

図式

科学の立場からの理解

図式 (科学の立場は民

口家最上の階級と最後の階級の階級  
 としてトンの階級構造と被階級の日本化  
 階級の文化の近代化  
 階級の文化の近代化  
 階級の文化の近代化  
 階級の文化の近代化

衆の立場か口家は民衆のための  
 ので口家のものにはなつかしさを  
 与え

一 統治文化の深遠さ。言語と同様に

古い文化か。過去より未来の  
 文化の理解は  
 現在の階級を結いつくべきもの。

一 莫大の運業と費用、土地

許可に開通する。議員の収入も莫大  
 学業上の格別の許可も項加登し多くなつた。

一 口家は土地と権力下にある。  
 土地を侵奪する。外敵内敵に對する。此等  
 の組織と實力の維持を必要とする。

香典三献

都 1961 2月号

Vol. 52

No. 2

特集 (自治行政の近代化)

都 1960 10月号

Vol. 51

No. 10

地方自治の現代的

組合同協同論

豊塚研 210

統治活動の末端の及ぼす文化財  
保護委員の活動の初と王のかけ  
の党結の力、下部の有力結  
財団の是よりなること、現地

文化財保護委員の中央、種々の  
市の諮問の構成とその位置  
的関係の調査とその関係

電研総務回

六面委員 (学)

→ 統治組織の末端と統治活動の末端

統治組織の末端は地方自治体の

構成の中に終つていゝか、統治

活動の申請は否か、松市

町村教務の立法可の事を考へ

の必要、あるは否、役割の

その直接の活動、所轄にかけ

て通告の活動、互に近しい。然し

方面委員、統計委員、なると

帳簿は田舎、これは責任、地方

人下、からである。

役場の窓口の役人も責任ある

公事の地位の下にあり、アム、ト、

防犯組合

札幌の扶養定額事情

許可制の生業管理状

高の歳費率の不払入と

遺失者費用

窓口

方面委員

委員層

や老人が多あり近い場合は職員に  
 よって事務が処理され判断が決定  
 されるところが甚だ多い。その内は  
 職員を止めつけたいところが、強から  
 ざる先経験を表わして、人に  
 何を云ったか懸念がある。得の分より  
 彼にやると言いついてもらって、今多忙  
 を極めるところを言われ、はなれまゝである。  
 方面委員の判定は困難と見れば  
 大問題であるが、これは之の委員の威  
 信に支那を以て、場合により。  
 何れ委員層と云ふ窓口の命が危



自治体を中心に造つてある。これら包  
口の料金評価を行ふ場合がある。こ  
の専ら局が知らず誤つた利率を行つた  
場合、その実害をうけた人がその判  
定をくつがえしめようはずな上強と  
不可能である。

口架の中央の通遠通りにその令  
令は金口はその通り行はれよのか  
架脚である。右の架を窓口を用いた  
是局を作り方初専点を活初せよか  
たり、口架の思ひ通りになりぬれば  
たのむ。又大作の口民には是れ救済税

たすでなつかうであらう。然し是れを  
得と感ずるや教の口民にあはは  
ほ死ねん大なる同位である。

政治は大多数の正當の民の行  
ふの正<sup>や教の</sup>不奪な一人くはは余り

同位にあらう。や教不奪を正當  
義の不合理的な未正の支解下に入つてお  
となく保護をうけたらあらうは否か  
と云ふのが政治家の考えなりある  
あらう。

政治家は口民大多数を組織させ大衆を  
支配し徳水は云水で先分は思ふ事

いる。大衆が反対するをおそれる。

大衆おそれている暴力的革命力を免  
れようかうか。

何時何時の改革も徳学に反対  
す。口民の暴力に口民よ、立す

向ふ先の策方は常に用意して  
い。この改革は徳学の政治に反対する人が

一人下も少くなる様に祝つていながら、  
徳学の政治を擁護する考えを威に

力を教養するよりを熱望して  
い。口民全体に  
は熱望がつかない常軌的不軌の位に

に才の口民を教導してたのか口民神様

思想は、  
口を民衆化せよ。

社会過程としての経済の理解

凡そ機関の層における人の活動は  
多量な計算機の活動に外な  
らぬ事は知らしはく云うたところであら  
う。機関の層における人の活動  
も亦一台の計算機である。  
標榜者の層における公衆の村人と  
の対応における活動も村役場の  
吏員が知房層との係りの上司  
より指示をうける場合の層対も  
知房の連員が本省にある上司より  
指示を受ける場合も一つは官公

真かその位程かという活動する場合  
は常に計算機という活動する。同じ  
か毎日は最終期か最終期にかいて  
下あよ。計算機の活動以外に人の  
心が活動し得る場合も是れにては  
考えこむ所さかうである。個人的な  
理由の不都合を回かこ水大元部  
委員の報告を回か大役場の係長  
佐松面づら<sup>を</sup>合はせよ為に苦勞は  
け水はらぬ。  
政党の方針の決定は水大元部に  
則して所管者<sup>が</sup>に<sup>お</sup>け<sup>る</sup>指示を

要綱

を予備官と折衝する時これ  
者如に探問人以外の人の活動は  
ほむ村。政令人の制圧に大なる  
い日行政人<sup>りし</sup>の次官の外にも新  
官<sup>の</sup>及<sup>び</sup>不<sup>法</sup>な<sup>り</sup>の<sup>改</sup>  
陸の交通に<sup>上</sup>位行政官は  
どこまで移知すよかは知らず  
ふかあるよ。それより下の行政官は  
不死身の官僚の総隊である。  
官僚的令政令を政令的令政令  
かうちやふふ場合は絶えなく  
おもしろいものは限るがある。

※体言としての「選北」等の仕事しないの  
三原則

官の下何段かはその影響をうけて下  
あろう。

日本における官公庁の實質上の執務態

度は官重階級規律を基本として

傳統的官僚気質に依りて強固

なしていゝものである。官の下働いていゝ

アムバイト学生も必らず公吏に同子を

与はさなければならぬ。

純重で不遜で官尊民卑の頑

固で自尊心高いか日本官制の体

統である。何より此の地位が守衛であ

る事は彼等を是んな態度にしな



定数は誰か一人を天竺世界の地で中ずり解は  
れり。實に存志ない徳者の眞意はそれと國體といふ  
徳者もその職の位をいつくとかく

の如く一徳の官徳人となる。官徳は幕下  
の如く一徳の官徳人を吹かすといふ。  
徳者は被給治を眼下に見下す

冷花やそのを寧ろ誇るべきは、

兼外直員といふの徳と考ふといふ。

漢流なるより  
日本の官公吏はその公職の職に在

る時は前の如く日本官徳人といふの

部外員といふなりといふのである。

徳の下に御いふは室の徳の時

は下給官徳のなくとも、  
是

下あり。官徳者も責任を討つて、不

愉ルべき態に在り別的情の処

現の整理のうまいをせよ。特に人間の言

を一人人間の耳で聞かすはなすぬ

事の不愉快をせよ。終。太出案。

中央で作られ行政の国は是の道り

実社帯出案と様に出来よ。

ものしのは府島別の規模を急して配

分され、府知成下は中町村毎に配分す。

市町村は行政小区毎に配分す。

行政小区は、旧町内等旧村落毎

毎に作る場合や方面委員担当者区

別不ありす。場合もあり、ニルは

同。既記若同区別  
同。既記若同区別

あゝ徳の印で

政歴かうはよその任まといへ税金と  
あるが、~~これは~~是れは今のまへに場今の  
逆の順序で下行はれよ。けかどり  
税金の徴集はいつと今視的に竹岡君  
に官公事か徴集の定はすは孫す。  
少額の遺友あり対しは甚だ残酷に  
税金の徴へる教なく山多さ水のかう、  
而例なる層員者とは必要としない。

統治構造の五段階

統治階級は次の五つの段階にある。これ  
を材料包あし物産を統治してつる。

一 統治階級は初めは、未済

行政組織の周りに存在する関係者、委員  
等の組織と名を、未済行政者等の実地

二 統治階級の中核

階級がある。王、官、僚の最上階より  
階級下層まで。

三 統治階級の上層部

階級の組織と階級

統治政策の一例を文化財保存委員会  
に付して検討する。